

野良犬・野良猫を削減するための取組

| 取組 | 取組の内容 | 具体的取組 | 実施主体 |
|------------------------|---|---|---|
| 野良犬・野良猫対策の周知 | 行政機関、獣医師会、動物愛護団体等は野良犬・野良猫問題について、共通の認識を持ち、連携して飼い主や地域住民に対し「捨て犬、捨て猫、犬の放し飼いの禁止」「猫の屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「無責任な餌やり行為の禁止」の周知を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> HP、広報誌、看板の設置、ポスター・チラシ、その他様々な方法で広報・啓発を実施する。 広報・啓発を専門業者を活用して行うなど効果的な方法で実施する。 地域住民や飼い主を対象とした講習会などを開催する。 | 県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（本庁、動愛C） |
| 地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立 | 市町及び地域住民に対し、野良犬・野良猫問題は地域が主体となって解決すべき問題であることを周知するとともに、長期的視野に立って連携して対策が検討できるよう市町または自治会単位での野良犬（野良猫）対策協議会の設立を支援する。平成26年度中にモデル地区を選定し、モデル事業を実施する。 | 野良犬対策協議会の設立 <ul style="list-style-type: none"> 町内会、市町、動物愛護センター等で協議会を設立する。 地域全体で野良犬の保護（捕獲）作業を実施する。 →地域の協力が得られるため、野良犬を散らさない効率的な保護作業が可能になる。 →保護機で野良犬を保護するために地域で餌やりを禁止する。 →大型サークルで野良犬を保護するために餌付けを実施する。 外飼いの犬の不妊去勢手術の実施に合意する。 モデル事業を実施する。 | 飼い主 地域住民 県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（動愛C） |
| | | 野良猫対策協議会の設立 <ul style="list-style-type: none"> 町内会、市町、動物愛護センター、愛護団体等で協議会を設立する。 地域全体で野良猫対策を実施する。 →野良猫への無責任な餌やり禁止に合意する。 →飼い猫の不妊去勢手術の実施に合意する。 →地域猫活動に合意する。 | 飼い主 地域住民 県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（動愛C） |
| 地域猫活動の推進 | 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動について、行政機関、獣医師会、動物愛護団体等で実施方法を検討する。平成26年度中にモデル地区を選定し、モデル事業を開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域猫活動に関する講演会を開催する。 「動物愛護」と「生活環境の保全」を両立させる活動として啓発する。 モデル事業の実施方法の検討会を開催する。 | 飼い主 地域住民 県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（本庁、動愛C） |
| 引取る犬猫に関する情報の収集 | 地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に、餌やりや野良犬の親の生息場所を把握するなどのために、引取る犬猫に関する情報の収集に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センター窓口及び現地引取りにおいて取組を実施する。 | 地域住民 市町 県（動愛C） |

